# 瀬戸内市における軽度者に対する福祉用具貸与の 例外給付に係る確認手続きについて

#### 1 例外給付とは

軽度者(要支援者及び要介護1の者)に対する福祉用具の貸与については、その状態像からは利用が想定しにくい次の種目については、原則として保険給付の対象としないものとなっているが、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当する者についてのみ例外的に福祉用具貸与の給付を認めるものである。

- ・車いす (付属品を含む。)
- ・特殊寝台(付属品を含む。)
- ・床ずれ防止用具
- 体位変換器
- · 認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト(つり具の部分を除く。)
- ・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)※注
- ※注 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)については、 要介護2及び要介護3の者に対しても、原則として保険給付の対象としない。

## 2 軽度者例外給付の対象となる要件

- (1) 直近の認定調査結果により別紙1の状態像が確認できる場合 →確認届出書の**提出は不要**
- (2) (1)に該当せず下記【表1 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像】 i ~iiiまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合であっては、これらについて市が書面等で確認できる場合、例外給付が認められる。
  - →確認届出書の提出が必要

#### 【表1 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像】

- i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に(別紙1)厚生労働大臣が定める者のイに該当する者
- ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに(別紙1)厚生労働 大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者
- iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的 判断から(別紙1)厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者

### 3 手続きが必要な時期

- (1) 軽度者が初めて福祉用具貸与の例外給付を利用するとき
  - ※「初めて」には、要介護2以上の者が、要介護更新認定申請・変更認定申請の結果、軽度者になり、福祉用具貸与の例外給付を利用する場合、また自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)の対象者は要介護2・3を含む。
- (2) 福祉用具の例外給付利用者が要介護更新認定申請・変更認定申請の結果、軽度者の認定であり、継続して例外給付を受けるとき
  - ※認定日から概ね1か月以内に提出すること
  - ※認定有効期間が2年の利用者については、1年後に福祉用具貸与の見直しをして 「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認届出書」(添付書類不要)を再提出 すること。
- (3)貸与する福祉用具の追加が生じたとき ※従来使用していた電動ベッドに加えて付属品のサイドレールを追加した等
- (4) 例外給付の確認届出書の記載に変更が生じたとき ※福祉用具貸与事業所の変更等

#### 4 提出書類

- ・軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認届出書
- ・要介護の場合:居宅サービス計画書(1)(2)の各写し

サービス担当者会議録の写し(貸与が必要と判断した箇所にマーカー)

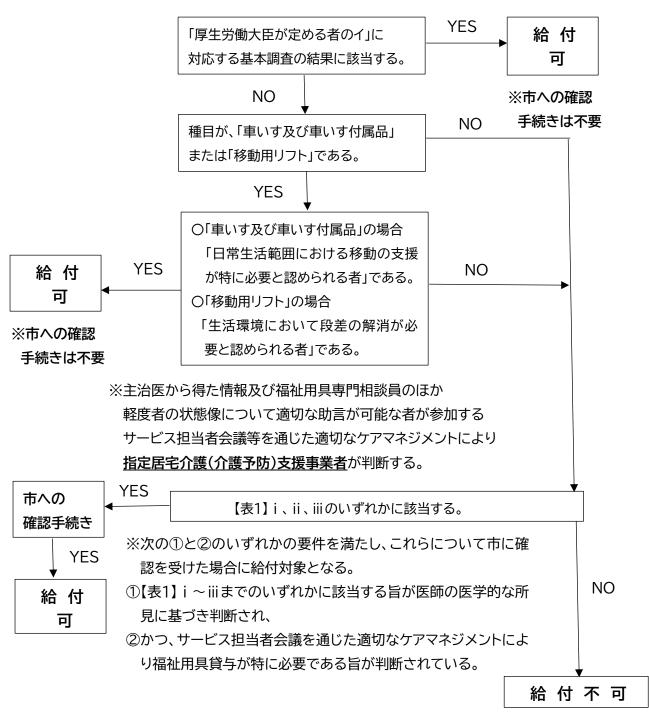
要支援の場合:介護予防サービス・支援計画書の各写し

サービス担当者会議録の写し(貸与が必要と判断した箇所にマーカー)

別紙1(平成27年厚生労働省告示第94号第31号のイ)

対象外種目	生労働有古示第94万弟31万のイ) 厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当す る基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者	基本調査に該当項目なし (主治医の意見を踏まえつつサービス 担当者会議等を開催するなどの適切な ケアマネジメントを通じて、指定居宅介 護(介護予防)事業者が判断する)
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な 者	基本調査1-4「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	(二) 日常的に寝返りが困難な者 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」 基本調査1-3「3. できない」
工 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2~3-7いずれか 「2.できない」 又は 基本調査3-8~4-15 のいずれか 「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
オー移動用リフト	(二) 移動において全介助を必要と しない者 次のいずれかに該当する者	基本調査2-2 「4.全介助」以外
(つり具の部分を除く)	(一) 日常的に立ち上がりが困難な 者	基本調査1-8 「3.できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を 必要とする者	基本調査2-1 「3.一部介助」又は「4.全介助」
	(三) 生活環境において段差解消が 必要と認められる者	基本調査該当項目なし (主治医の意見を踏まえつつサービス 担当者会議等を開催するなどの適切な ケアマネジメントを通じて、指定居宅介 護(介護予防)事業者が判断する)
カ 自動排泄処理装 置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4.全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4.全介助」

## 軽度者に対する福祉用具貸与に関する判断手順(フローチャート)



○移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断すること。(「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるため。)

【参考】平成19年3月30日付け 厚生労働省老健局振興課通知

## 軽度者に対する福祉用具貸与例外給付に関するQ&A

# 【届出時期】

- Q1 認定申請(新規申請)と同時に例外給付の確認届出をすることはできますか。
- A1 医学的所見による状態像の判断と、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによって早急に福祉用具貸与が特に必要であると判断を行った上での暫定ケアプランによる届出のみ可能とします。なお、貸与にあたっては認定決定前(要介護度が未確定)であるため、利用者に対し自己負担の可能性を説明した上で行ってください。
- Q2 新規・更新・変更認定申請中で結果が要介護2以上の暫定ケアプランを作成 し、福祉用具貸与を開始する場合、例外給付の届出は必要ですか。
- A 2 例外給付は軽度者に対して届け出るものであるため、要介護 2 以上の暫定ケア プランであれば、提出は不要です。
- Q3 新規、更新、変更認定申請中で結果が要介護1以下の暫定ケアプランを作成 し、福祉用具貸与を開始する場合の届出はどのようになりますか。
- A3 確認届書の要介護を申請中とし、認定申請日を記載した上、確認届出書を提出 してください。確認届出書に受付印と介護保険申請中のハンコを押し、その写 しを返却します。要介護度認定結果、軽度者に該当した場合、お預かりしてい た書類を基に福祉用具貸与の可否を判断します。

# 【遡及期間】

- Q4 確認届出書の提出を忘れた場合、遡及はありますか。
- A4 原則、できません。
- Q5 暫定ケアプランを要介護2以上で作成し、福祉用具貸与を開始したが、結果 が要介護1以下だった場合、遡及はありますか。
- A 5 介護度が見込み違いであったことがわかった時点で、市へご連絡ください。早急に正しい認定結果での一連の手続きを行い、通常の添付書類に加え、暫定ケアプランと暫定利用時に開催したサービス担当者会議録も併せて提出してください。福祉用具の必要性について適切なケアマネジメントが行われていたことが確認できた場合、貸与開始日まで遡り、貸与可能とします。